

議案第50号

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成28年11月29日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、人事院及び佐賀県人事委員会の給与等の改定に関する勧告に鑑み、みやき町職員の給与に関する条例を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものである。

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(みやき町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第14項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	193,600	230,400	264,400	291,200	322,000
	2	143,700	195,400	231,900	266,500	293,400	324,200
	3	144,900	197,200	233,500	268,300	295,800	326,600
	4	146,000	199,100	235,100	270,400	298,000	328,800
	5	147,100	200,700	236,600	272,400	300,100	331,100
	6	148,300	202,500	238,400	274,300	302,400	333,200
	7	149,400	204,400	239,900	276,300	304,800	335,400
	8	150,500	206,200	241,500	278,500	307,100	337,700
	9	151,600	207,900	243,000	280,600	309,200	339,800
	10	153,000	209,800	244,600	282,700	311,600	342,000
	11	154,400	211,600	246,200	284,800	313,800	344,200
	12	155,700	213,400	247,700	286,900	316,200	346,400
	13	157,000	214,800	249,300	289,000	318,400	348,400
	14	158,500	216,700	250,800	291,100	320,500	350,500
	15	160,100	218,400	252,200	293,100	322,800	352,600
	16	161,700	220,200	253,600	295,300	324,900	354,600
	17	163,000	222,000	255,200	297,300	327,000	356,600
	18	164,500	223,700	257,000	299,400	329,100	358,600
	19	166,100	225,300	258,700	301,500	331,200	360,400
	20	167,600	227,000	260,600	303,500	333,300	362,300
	21	169,000	228,500	262,300	305,700	335,300	364,400
22	171,800	230,200	264,100	307,800	337,400	366,300	

23	174,400	231,700	266,000	309,800	339,500	368,300
24	177,100	233,400	267,700	312,000	341,600	370,300
25	179,800	234,800	269,700	313,800	343,200	372,300
26	181,500	236,300	271,700	316,000	345,200	374,200
27	183,300	237,900	273,500	318,100	347,100	376,300
28	185,000	239,200	275,400	320,100	349,000	378,300
29	186,500	240,500	277,200	322,200	350,800	379,800
30	188,400	241,700	279,100	324,200	352,700	381,700
31	190,200	242,800	281,000	326,300	354,600	383,500
32	191,900	244,100	282,900	328,500	356,500	385,000
33	193,600	245,400	284,600	330,000	358,400	386,800
34	195,100	246,700	286,500	332,000	360,200	388,300
35	196,600	247,900	288,400	334,000	362,100	389,800
36	198,100	249,300	290,300	336,100	363,800	391,400
37	199,500	250,300	292,000	338,000	365,200	392,800
38	200,800	251,700	293,800	340,000	366,600	394,100
39	202,100	253,200	295,600	342,000	368,000	395,300
40	203,400	254,800	297,400	344,000	369,400	396,400
41	204,800	256,200	299,200	345,900	370,700	397,500
42	206,100	257,600	300,900	347,800	371,600	398,700
43	207,400	259,000	302,600	349,700	372,800	400,000
44	208,700	260,500	304,200	351,600	373,900	401,100
45	210,000	261,700	306,000	353,100	374,700	401,800
46	211,300	263,000	307,700	354,500	375,600	402,500
47	212,600	264,400	309,300	356,100	376,500	403,200
48	213,900	265,900	311,100	357,600	377,500	403,900
49	215,000	267,200	312,300	359,200	378,400	404,500
50	216,200	268,300	313,800	360,000	379,200	405,100
51	217,200	269,600	315,300	361,300	380,000	405,700
52	218,300	270,900	317,000	362,300	380,800	406,100
53	219,400	272,100	318,600	363,200	381,500	406,500
54	220,400	273,200	320,200	364,300	382,200	406,800
55	221,400	274,500	321,900	365,200	382,900	407,100
56	222,400	275,800	323,400	366,400	383,700	407,400
57	223,100	277,000	324,900	367,300	384,200	407,700
58	224,000	278,000	326,100	368,000	384,700	408,000

59	224,900	279,100	327,400	368,700	385,300	408,300
60	225,800	280,200	328,600	369,400	386,000	408,600
61	226,600	281,400	329,300	369,800	386,400	408,900
62	227,600	282,500	330,200	370,400	387,100	409,200
63	228,500	283,400	331,000	371,100	387,700	409,500
64	229,400	284,400	331,800	371,900	388,300	409,800
65	230,100	285,200	332,800	372,200	388,800	410,100
66	230,900	286,100	333,200	372,900	389,400	410,400
67	231,800	286,800	333,900	373,600	390,000	410,700
68	233,000	287,700	334,700	374,300	390,600	411,000
69	233,800	288,800	335,500	374,600	391,000	411,200
70	234,500	289,600	336,200	375,200	391,500	411,500
71	235,200	290,400	336,900	375,900	392,000	411,900
72	236,000	291,200	337,600	376,500	392,600	412,200
73	236,800	292,000	338,100	376,800	392,900	412,400
74	237,500	292,500	338,800	377,500	393,300	412,700
75	238,300	292,900	339,300	378,200	393,700	413,000
76	239,000	293,400	339,900	378,800	394,200	413,200
77	239,700	293,600	340,200	379,200	394,500	413,400
78	240,500	294,000	340,700	379,700	394,800	
79	241,300	294,200	341,100	380,300	395,100	
80	242,100	294,600	341,600	380,800	395,400	
81	242,800	294,800	342,000	381,300	395,600	
82	243,600	295,000	342,500	381,900	395,900	
83	244,300	295,400	343,000	382,400	396,200	
84	245,000	295,700	343,500	382,700	396,400	
85	245,700	296,000	343,800	383,200	396,600	
86	246,400	296,300	344,300	383,700	396,900	
87	247,100	296,600	344,800	384,100	397,200	
88	247,800	297,000	345,200	384,400	397,400	
89	248,500	297,300	345,500	384,800	397,600	
90	249,100	297,700	345,900	385,300	397,900	
91	249,600	298,000	346,400	385,700	398,200	
92	250,100	298,400	346,800	386,100	398,400	
93	250,400	298,500	347,000	386,400	398,600	
94		298,700	347,400	386,900		

	95		299,200	347,900	387,300		
	96		299,600	348,300	387,700		
	97		299,800	348,400	388,000		
	98		300,100	348,900	388,600		
	99		300,500	349,300	389,000		
	100		300,900	349,700	389,400		
	101		301,100	350,000	389,700		
	102		301,400	350,400			
	103		301,800	350,800			
	104		302,100	351,200			
	105		302,300	351,700			
	106		302,600	352,100			
	107		303,000	352,500			
	108		303,300	352,900			
	109		303,500	353,400			
	110		303,900	353,800			
	111		304,300	354,100			
	112		304,600	354,400			
	113		304,800	354,900			
	114		305,100				
	115		305,400				
	116		305,800				
	117		306,000				
	118		306,200				
	119		306,500				
	120		306,800				
	121		307,200				
	122		307,400				
	123		307,700				
	124		308,000				
	125		308,300				
再任 用職 員		186,800	214,400	258,500	278,200	293,600	318,800

第2条 みやき町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に該当する」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる」に、「扶養親族たる」を「扶養親族としての」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で、同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第25条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(みやき町職員の給与に関する条例及びみやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 みやき町職員の給与に関する条例及びみやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成23年みやき町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.1」を「100分の99.035」に改める。

(みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年みやき町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「いた給料月額」の次に「（みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年みやき町条例 号）の施行の日において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.935を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
(平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成28年12月に支給する期末手当の額は、改正後のみやき町職員の給与に関する条例第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(みやき町職員の育児休業等に関する条例(平成17年みやき町条例第26号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第27条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成28年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者から職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成28年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く)にあつてはその減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料月額に100分の0.065を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成28年6月1日において減額改定対象職員であった者に、同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.065を乗じて得た額
(平成30年3月31日までの扶養手当に関する特例)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については、1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養存続たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者

がないときは、その旨を含む。）」と、「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条
(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつ
(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った
第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3
た場合（前号に掲げる場合を除く。）
場合（第1号に掲げる場合を除く。）
月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

と、

」

同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の決定」とする。

（規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p> <p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員</p> <p>当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p> <p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員</p> <p>当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p>

14 附則第11項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	193,600	230,400	264,400	291,200	322,000
	2	143,700	195,400	231,900	266,500	293,400	324,200
	3	144,900	197,200	233,500	268,300	295,800	326,600
	4	146,000	199,100	235,100	270,400	298,000	328,800
	5	147,100	200,700	236,600	272,400	300,100	331,100
	6	148,300	202,500	238,400	274,300	302,400	333,200
	7	149,400	204,400	239,900	276,300	304,800	335,400
	8	150,500	206,200	241,500	278,500	307,100	337,700
9	151,600	207,900	243,000	280,600	309,200	339,800	

14 附則第11項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,600	193,700	230,500	264,600	291,400	322,200
	2	143,800	195,500	232,100	266,700	293,600	324,400
	3	145,000	197,300	233,700	268,500	296,000	326,800
	4	146,100	199,200	235,300	270,600	298,200	329,000
	5	147,200	200,800	236,800	272,600	300,300	331,300
	6	148,400	202,600	238,600	274,500	302,600	333,400
	7	149,500	204,500	240,100	276,500	305,000	335,600
	8	150,600	206,300	241,700	278,700	307,300	337,900
9	151,700	208,000	243,200	280,800	309,400	340,000	

10	153,000	209,800	244,600	282,700	311,600	342,000	10	153,100	209,900	244,800	282,900	311,800	342,200
11	154,400	211,600	246,200	284,800	313,800	344,200	11	154,500	211,700	246,400	285,000	314,000	344,400
12	155,700	213,400	247,700	286,900	316,200	346,400	12	155,800	213,500	247,900	287,100	316,400	346,600
13	157,000	214,800	249,300	289,000	318,400	348,400	13	157,100	214,900	249,500	289,200	318,600	348,600
14	158,500	216,700	250,800	291,100	320,500	350,500	14	158,600	216,800	251,000	291,300	320,700	350,700
15	160,100	218,400	252,200	293,100	322,800	352,600	15	160,200	218,500	252,400	293,300	323,000	352,800
16	161,700	220,200	253,600	295,300	324,900	354,600	16	161,800	220,300	253,800	295,500	325,100	354,800
17	163,000	222,000	255,200	297,300	327,000	356,600	17	163,100	222,100	255,400	297,500	327,200	356,800
18	164,500	223,700	257,000	299,400	329,100	358,600	18	164,600	223,800	257,200	299,600	329,300	358,800
19	166,100	225,300	258,700	301,500	331,200	360,400	19	166,200	225,400	258,900	301,700	331,400	360,600
20	167,600	227,000	260,600	303,500	333,300	362,300	20	167,700	227,100	260,800	303,700	333,500	362,500
21	169,000	228,500	262,300	305,700	335,300	364,400	21	169,100	228,600	262,500	305,900	335,500	364,600
22	171,800	230,200	264,100	307,800	337,400	366,300	22	171,900	230,300	264,300	308,000	337,600	366,500
23	174,400	231,700	266,000	309,800	339,500	368,300	23	174,500	231,900	266,200	310,000	339,700	368,500
24	177,100	233,400	267,700	312,000	341,600	370,300	24	177,200	233,600	267,900	312,200	341,800	370,500
25	179,800	234,800	269,700	313,800	343,200	372,300	25	179,900	235,000	269,900	314,000	343,400	372,500
26	181,500	236,300	271,700	316,000	345,200	374,200	26	181,600	236,500	271,900	316,200	345,400	374,400
27	183,300	237,900	273,500	318,100	347,100	376,300	27	183,400	238,100	273,700	318,300	347,300	376,500
28	185,000	239,200	275,400	320,100	349,000	378,300	28	185,100	239,400	275,600	320,300	349,200	378,500
29	186,500	240,500	277,200	322,200	350,800	379,800	29	186,600	240,700	277,400	322,400	351,000	380,000
30	188,400	241,700	279,100	324,200	352,700	381,700	30	188,500	241,900	279,300	324,400	352,900	381,900
31	190,200	242,800	281,000	326,300	354,600	383,500	31	190,300	243,000	281,200	326,500	354,800	383,700
32	191,900	244,100	282,900	328,500	356,500	385,000	32	192,000	244,300	283,100	328,700	356,700	385,300
33	193,600	245,400	284,600	330,000	358,400	386,800	33	193,700	245,600	284,800	330,200	358,600	387,100

34	195,100	246,700	286,500	332,000	360,200	388,300	34	195,200	246,900	286,700	332,200	360,400	388,600
35	196,600	247,900	288,400	334,000	362,100	389,800	35	196,700	248,100	288,600	334,200	362,300	390,100
36	198,100	249,300	290,300	336,100	363,800	391,400	36	198,200	249,500	290,500	336,300	364,000	391,700
37	199,500	250,300	292,000	338,000	365,200	392,800	37	199,600	250,500	292,200	338,200	365,400	393,100
38	200,800	251,700	293,800	340,000	366,600	394,100	38	200,900	251,900	294,000	340,200	366,800	394,400
39	202,100	253,200	295,600	342,000	368,000	395,300	39	202,200	253,400	295,800	342,200	368,200	395,600
40	203,400	254,800	297,400	344,000	369,400	396,400	40	203,500	255,000	297,600	344,200	369,600	396,700
41	204,800	256,200	299,200	345,900	370,700	397,500	41	204,900	256,400	299,400	346,100	370,900	397,800
42	206,100	257,600	300,900	347,800	371,600	398,700	42	206,200	257,800	301,100	348,000	371,800	399,000
43	207,400	259,000	302,600	349,700	372,800	400,000	43	207,500	259,200	302,800	349,900	373,000	400,300
44	208,700	260,500	304,200	351,600	373,900	401,100	44	208,800	260,700	304,400	351,800	374,100	401,400
45	210,000	261,700	306,000	353,100	374,700	401,800	45	210,100	261,900	306,200	353,300	374,900	402,100
46	211,300	263,000	307,700	354,500	375,600	402,500	46	211,400	263,200	307,900	354,700	375,800	402,800
47	212,600	264,400	309,300	356,100	376,500	403,200	47	212,700	264,600	309,500	356,300	376,700	403,500
48	213,900	265,900	311,100	357,600	377,500	403,900	48	214,000	266,100	311,300	357,800	377,700	404,200
49	215,000	267,200	312,300	359,200	378,400	404,500	49	215,100	267,400	312,500	359,400	378,600	404,800
50	216,200	268,300	313,800	360,000	379,200	405,100	50	216,300	268,500	314,000	360,200	379,400	405,400
51	217,200	269,600	315,300	361,300	380,000	405,700	51	217,300	269,800	315,500	361,500	380,200	406,000
52	218,300	270,900	317,000	362,300	380,800	406,100	52	218,400	271,100	317,200	362,500	381,000	406,400
53	219,400	272,100	318,600	363,200	381,500	406,500	53	219,500	272,300	318,800	363,400	381,700	406,800
54	220,400	273,200	320,200	364,300	382,200	406,800	54	220,500	273,400	320,400	364,500	382,400	407,100
55	221,400	274,500	321,900	365,200	382,900	407,100	55	221,500	274,700	322,100	365,400	383,100	407,400
56	222,400	275,800	323,400	366,400	383,700	407,400	56	222,500	276,000	323,600	366,600	383,900	407,700
57	223,100	277,000	324,900	367,300	384,200	407,700	57	223,200	277,200	325,100	367,500	384,400	408,000

58	224,000	278,000	326,100	368,000	384,700	408,000	58	224,100	278,200	326,300	368,200	385,000	408,300
59	224,900	279,100	327,400	368,700	385,300	408,300	59	225,000	279,300	327,600	368,900	385,600	408,600
60	225,800	280,200	328,600	369,400	386,000	408,600	60	225,900	280,400	328,800	369,600	386,300	408,900
61	226,600	281,400	329,300	369,800	386,400	408,900	61	226,700	281,600	329,500	370,000	386,700	409,200
62	227,600	282,500	330,200	370,400	387,100	409,200	62	227,700	282,700	330,400	370,600	387,400	409,500
63	228,500	283,400	331,000	371,100	387,700	409,500	63	228,600	283,600	331,200	371,300	388,000	409,800
64	229,400	284,400	331,800	371,900	388,300	409,800	64	229,500	284,600	332,000	372,100	388,600	410,100
65	230,100	285,200	332,800	372,200	388,800	410,100	65	230,200	285,400	333,000	372,400	389,100	410,400
66	230,900	286,100	333,200	372,900	389,400	410,400	66	231,100	286,300	333,400	373,100	389,700	410,700
67	231,800	286,800	333,900	373,600	390,000	410,700	67	232,000	287,000	334,100	373,800	390,300	411,000
68	233,000	287,700	334,700	374,300	390,600	411,000	68	233,200	287,900	334,900	374,500	390,900	411,300
69	233,800	288,800	335,500	374,600	391,000	411,200	69	234,000	289,000	335,700	374,800	391,300	411,500
70	234,500	289,600	336,200	375,200	391,500	411,500	70	234,700	289,800	336,400	375,400	391,800	411,800
71	235,200	290,400	336,900	375,900	392,000	411,900	71	235,400	290,600	337,100	376,100	392,300	412,200
72	236,000	291,200	337,600	376,500	392,600	412,200	72	236,200	291,400	337,800	376,700	392,900	412,500
73	236,800	292,000	338,100	376,800	392,900	412,400	73	237,000	292,200	338,300	377,000	393,200	412,700
74	237,500	292,500	338,800	377,500	393,300	412,700	74	237,700	292,700	339,000	377,700	393,600	413,000
75	238,300	292,900	339,300	378,200	393,700	413,000	75	238,500	293,100	339,500	378,400	394,000	413,300
76	239,000	293,400	339,900	378,800	394,200	413,200	76	239,200	293,600	340,100	379,000	394,500	413,500
77	239,700	293,600	340,200	379,200	394,500	413,400	77	239,900	293,800	340,400	379,400	394,800	413,700
78	240,500	294,000	340,700	379,700	394,800		78	240,700	294,200	340,900	379,900	395,100	
79	241,300	294,200	341,100	380,300	395,100		79	241,500	294,400	341,300	380,500	395,400	
80	242,100	294,600	341,600	380,800	395,400		80	242,300	294,800	341,800	381,000	395,700	
81	242,800	294,800	342,000	381,300	395,600		81	243,000	295,000	342,200	381,500	395,900	

82	243,600	295,000	342,500	381,900	395,900
83	244,300	295,400	343,000	382,400	396,200
84	245,000	295,700	343,500	382,700	396,400
85	245,700	296,000	343,800	383,200	396,600
86	246,400	296,300	344,300	383,700	396,900
87	247,100	296,600	344,800	384,100	397,200
88	247,800	297,000	345,200	384,400	397,400
89	248,500	297,300	345,500	384,800	397,600
90	249,100	297,700	345,900	385,300	397,900
91	249,600	298,000	346,400	385,700	398,200
92	250,100	298,400	346,800	386,100	398,400
93	250,400	298,500	347,000	386,400	398,600
94		298,700	347,400	386,900	
95		299,200	347,900	387,300	
96		299,600	348,300	387,700	
97		299,800	348,400	388,000	
98		300,100	348,900	388,600	
99		300,500	349,300	389,000	
100		300,900	349,700	389,400	
101		301,100	350,000	389,700	
102		301,400	350,400		
103		301,800	350,800		
104		302,100	351,200		
105		302,300	351,700		

82	243,800	295,200	342,700	382,100	396,200
83	244,500	295,600	343,200	382,600	396,500
84	245,200	295,900	343,700	382,900	396,700
85	245,900	296,200	344,000	383,400	396,900
86	246,600	296,500	344,500	383,900	397,200
87	247,300	296,800	345,000	384,300	397,500
88	248,000	297,200	345,400	384,700	397,700
89	248,700	297,500	345,700	385,100	397,900
90	249,300	297,900	346,100	385,600	398,200
91	249,800	298,200	346,600	386,000	398,500
92	250,300	298,600	347,000	386,400	398,700
93	250,600	298,700	347,200	386,700	398,900
94		298,900	347,600	387,200	
95		299,400	348,100	387,600	
96		299,800	348,500	388,000	
97		300,000	348,600	388,300	
98		300,300	349,100	388,900	
99		300,700	349,500	389,300	
100		301,100	349,900	389,700	
101		301,300	350,200	390,000	
102		301,600	350,600		
103		302,000	351,000		
104		302,300	351,400		
105		302,500	351,900		

	106		302,600	352,100			
	107		303,000	352,500			
	108		303,300	352,900			
	109		303,500	353,400			
	110		303,900	353,800			
	111		304,300	354,100			
	112		304,600	354,400			
	113		304,800	354,900			
	114		305,100				
	115		305,400				
	116		305,800				
	117		306,000				
	118		306,200				
	119		306,500				
	120		306,800				
	121		307,200				
	122		307,400				
	123		307,700				
	124		308,000				
	125		308,300				
再任用職員		186,800	214,400	258,500	278,200	293,600	318,800

	106		302,800	352,300			
	107		303,200	352,700			
	108		303,500	353,100			
	109		303,700	353,600			
	110		304,100	354,000			
	111		304,500	354,300			
	112		304,800	354,600			
	113		305,000	355,100			
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
再任用職員		186,900	214,500	258,700	278,400	293,800	319,000

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子_____</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。</u></p> <hr/> <p>4 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）とする。</u></p> <p>4 (略)</p>

第11条 新たに職員となったものに扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる 事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨 _____

_____ を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは _____ その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が

第11条 新たに職員となったものに扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する 事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。） _____ を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する _____ 扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる _____ 要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族 _____ がいない _____ 職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が

離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた_____

_____場合においては、その_____事実が生じた日の属する月の翌月（その_____日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号_____に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定_____

離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族

で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で、同項

_____について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあって

の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあって

は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員

当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員

当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

みやき町職員の給与に関する条例及びみやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>附 則（平成18年3月31日条例第8号）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年みやき町条例第19号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に<u>100分の99.035</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>8～15 （略）</p>	<p>附 則（平成18年3月31日条例第8号）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年みやき町条例第19号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に<u>100分の99.1</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>8～15 （略）</p>

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>附 則（平成27年3月10日条例第11号）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年みやき町条例 号）の施行の日において同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.935を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>4～8 （略）</p>	<p>附 則（平成27年3月10日条例第11号）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>4～8 （略）</p>